

れいわ ねんど
令和8年度

こうこうせいかつ て び
高校生活の手引き



ねん くみ ばん しめい
年 組 番 氏名 _____

とうきょうとりつかさいみなみこうとうがっこう ていじせいかに
東京都立葛西南高等学校 定時制課程

03-3687-4491 (代)

令和8年度学業規定

1 進級・卒業するために

進級、卒業するためには、以下の(1)から(4)全ての条件を満たさなければならない。

(1) その学年で、下の表に定めた単位数を修得している。

学年	各学年進級条件及び卒業条件の単位数
1年	19単位以上で進級
2年	38単位以上で進級
3年	57単位以上で進級
4年	74単位以上で卒業

(2) その学年の特別活動(行事、ホームルーム)を履修している。(※)

※行事・HRについては年間実時数の3分の2以上出席した場合に履修が認められる。

(3) その学年で定めている必履修科目を履修している。

(4) 本校における単位を2単位以上修得している。

2 単位について

進級、卒業のためには各科目の単位を取り、その合計が上の(1)の表にある単位数以上でなければならない。学年末の成績が「1」になった場合はその科目の単位は認められない。

3 履修の規定

各科目の年間欠席時数が、1～3年生については1単位あたり1.0時間以下、4年生については9時間以下であれば、その科目を履修したと認められる。

ただし、履修は「その科目の授業に出席してきた」ことが認められるだけであり、「履修＝単位修得」ではない。単位修得のためには「修得」まで認められなければならない。

(1) 年間の履修規定：表中の単位ごとに、表記された数字以下の欠席であれば履修が認められるが、単位を取るためには、さらに所定の成績を修め「2」以上の評定を得て「修得」まで認められなければならない。

単位数	1学年	2学年	3学年	4学年
1単位	10	10	10	9
2単位	20	20	20	18
3単位	30	30	30	27

(2) 年度途中で転入または編入した生徒については、表中の単位ごとに、表記された数字以下の欠席時数であれば履修が認められる。

2学期転入・編入生

単位数	1学年	2学年	3学年	4学年・ 三修制5学年
1単位	6	6	6	5
2単位	12	12	12	10
3単位	18	18	18	15

3学期転入・編入生

単位数	1学年	2学年	3学年	4学年・ 三修制5学年
1単位	2	2	2	1
2単位	4	4	4	2
3単位	6	6	6	3

4 修得の規定

履修が達成され、かつ学習成果が所定の基準に達していると判断された場合、5段階評価の「2」から「5」の評定を与えられ、その科目の単位を修得したと認められる。

5 卒業の認定

(1) 4年間で卒業する場合

- ・科目の修得単位数が74以上あること。
- ・特別活動（行事、ホームルーム）を履修していること。
- ・本校で2単位以上修得していること。

(2) 3年間で卒業する場合（三年修了制（三修制）に基づく卒業）

- ・科目の修得単位数が74以上あること。
- ・特別活動（行事、ホームルーム）を履修していること。
- ・本校で2単位以上修得していること。
- ・本校に1年以上在籍していること。

6 外部単位について

学校生活の基本である授業にきちんと出席し、かつ授業の内容を理解し、所定の学習成果を修め単位

を修得することが第一であるが、本校定時制では外部単位を認定しているので次のような方法で単位を加算していくこともできる。

- (1) 高校卒業程度認定試験や各種技能審査（英検、数検、漢検など）に合格し、外部単位として認定を受ける。
- (2) 放送大学・高等専門学校・専修学校等の講座を履修または修得し、外部単位として認定を受ける。
(単位の認定は各学校の単位数と同じとする)

7 留年生、転・編入生に関する規定

- (1) 同一学年の在籍は2箇学年までとする。
各学年において留年は1回のみ。同一学年には2回までしか在籍できない。
- (2) 留年生、転・編入生も在籍学年の全科目を履修しなければならない。
- (3) 留年生が前年度に修得した単位、および転・編入生が前在籍校で修得した単位は進級に活かせる単位としては加算しない。
留年生、転・編入生も全科目の単位修得が必要となる。
ただし、転・編入生が前在籍校で修得した単位は卒業に活かせる単位として加算することができる。

8 本校で単位を修得するには

- (1) 規定の時数以上、授業に出席すること。
- (2) 教科書・ノート・配布されたプリント・その他授業で使用するものを必ず準備して授業を受けること。
- (3) 先生の指示に従い集中して授業を受け、所定の成績を修めること。教室にいただけでは出席時数が足りても所定の学習成果を修められず、単位の修得ができない。
- (4) 授業開始のチャイムが鳴り終わるまでに、着席していること。その後授業が終了するまで退出しないこと。(途中で退出した場合は早退となる)
授業が始まってから、20分を超えて教室に入ると欠席となる(短縮授業の場合は15分を超えて教室に入ると欠席となる)。また、遅刻、早退等により出席時間が25分に満たない場合(短縮授業では20分に満たない場合)は、欠席となる。遅刻・早退については、合わせて3回で1回の欠席となるので、十分注意し、はじめをつけること。
- (5) この手引きの裏表紙に書いてある「授業を受ける時の約束」を守ること。守れない場合は、欠席扱い、または特別指導の対象となるので、十分自覚すること。

9 時程

へいじょうとき 平常時	
1時間目 じかんめ	17:30～18:15
給食 きゅうしょく	18:15～18:40
2時間目 じかんめ	18:40～19:25
3時間目 じかんめ	19:30～20:15
4時間目 じかんめ	20:20～21:05
放課後 ほうかあと	21:05～
下校 したこう	21:50厳守 げんしゅ

たんしゆくじゅぎょう 短縮授業	
1時間目 じかんめ	17:30～18:05
給食 きゅうしょく	18:05～18:30
2時間目 じかんめ	18:30～19:05
3時間目 じかんめ	19:10～19:45
4時間目 じかんめ	19:50～20:25
放課後 ほうかあと	20:25～
下校 したこう	21:50厳守 げんしゅ

こうさとき 考查時	
給食 きゅうしょく	17:30～17:55
S HR等 とう	17:55～18:10
1時間目 じかんめ	18:10～18:55
2時間目 じかんめ	19:10～19:55

ぎょうじ しきてん ひ 行事・式典日	
給食 きゅうしょく	17:30～17:55
行事式典 ぎょうじしきてん	18:00～
	HRの後下校 あとげこう

10 学校生活のアドバイス

- (1) 本校では基礎・基本の定着のために、きめ細かい指導を行っています。まず授業をまじめに受けよう。授業を受けて分からないところがあれば、放課後等を活用して先生に質問に行こう。定期考査前は自宅学習の時間を多く取り、補習等にも参加しよう。学力をつけるために、みずから進んで意欲的に学習に取り組むようにしよう。
- (2) 各学年で必要な単位を修得すれば、進級・卒業ができます。方法はさまざまですが、進級・卒業したいという強い気持ちをしっかり持とう。
- (3) 授業以外にHR・部活動・各種行事があります。社会で生きていくためには、教科の学習だけでなく、仲間と協力することや、積極的に活動するといった経験が必要です。さまざまなことに挑戦していこう。
- (4) 仕事（アルバイトを含む）に積極的に取り組み、規則正しい生活を送ろう。また、仕事を通じて多くのことを学ぼう。

れいわ ねんど せいかつきりつ 令和8年度 生活規律

◇安全で安心な学校生活を送るため、また、充実した学校生活を送るために、下記の生活規律を守って行動しよう。

(1) 登下校について

- ① 原則として、午後5時から登校し、午後9時50分までに完全下校をする。
- ② 学校周辺でたむろしたり、近所への迷惑行為をしたりすることは禁止する。
- ③ 学校外の友達を校舎内に招き入れることは禁止する。
- ④ 原付・普通二輪・乗用車等を、使用または同乗しての登下校は禁止する。(保護者の送迎を除く)
- ⑤ 自転車は指定された場所に駐輪する。
- ⑥ 自転車乗車時はヘルメットを着用し、携帯電話・イヤホン・傘などの使用は禁止する。ヘルメットは、教室内で保管する。
- ⑦ 自転車・歩行者ともに、交通ルールやマナーを守って登下校する。

(2) 上履きの使用について

- ① 校内では決められた上履きを使用する。
- ② 上履きには必ず氏名を明記する。
- ③ 忘れた場合は、職員室で貸出用上履きを借りて使用する。
- ④ 靴箱に鍵などをつけて自己管理する。

(3) 体育館履きの使用について

- ① 体育館では、決められた体育館履きを使用する。
- ② 体育館履きには必ず氏名を明記する。
- ③ ロッカーに鍵をつけて管理する。

(4) 授業について

- ① 携帯電話・音楽プレーヤー等は、許可された場合を除き使用しない。
- ② 授業中の飲食は禁止とし、机の上に飲食物は置かない。
- ③ トイレなど授業中に教室外に出るときは、指導教員の許可をもらい、学校内を徘徊しない。
- ④ 遅刻・欠席に注意する。

(5) 学校生活について

- ① 教室を離れるときは、貴重品を持参するか、鍵付きのロッカーで管理する。
- ② 学校備品等を大切に扱うように心がけ、定時制使用教室以外の立ち入りはしない。
- ③ ゴミの片付けや分別を徹底し、校内の美化を保つ。
- ④ エレベーターは、許可がない限り使用しない。

(6) 部活動について

- ① 顧問または顧問代理のいない場合、活動はできない。
- ② 活動を終了したら、午後9時50分までに完全下校する。
- ③ 特別指導を受けた生徒、また指導上問題があると認められた生徒の部活動は禁止する。
- ④ 卒業生は、事前に顧問の許可を得て、「卒業生部活動届け」を提出すれば活動できる。

(7) 給食について

- ① 給食は食堂で食べ、清潔で楽しい場となるように心がける。
- ② 給食時間は、午後6時15分から午後6時40分までとする。(行事等があるときは変更する場合がある。)
- ③ 給食は事前に喫食の予約をし、食券と引き替えに取るものとする。
- ④ 喫食をしない生徒の食堂への立ち入りは禁止する。
- ⑤ 他の生徒の予約で給食を食べることは禁止する。
- ⑥ 生徒が食器類を破損したり、食品をこぼしたりしたときは、生徒に片付けさせる。
- ⑦ 給食室への飲食の持ち込みや給食の持ち出しは禁止する。
- ⑧ 食事中は携帯電話等を操作することなく速やかに食事させる。
- ⑨ 給食を受給しない生徒は、事前に食事を購入して持ってくるか、自宅で済ましてから登校する。
- ⑩ 校外への外出や買い出しは原則禁止する。食事を忘れた生徒は、校内の自動販売機で食品を購入する。(やむを得ない事情等で外出しなければならない場合は、担任教員に相談する。)

(8) その他

- ① 校内における遺失物・拾得物は、生活指導部に届け出る。
- ② 学校生活でわからないことがある場合、各自で判断せず教員に相談する。

◎ 特別指導の対象となる事項

- (1) いじめや暴力、法律や公序良俗に反する行為
 - ① 嫌がらせやからかい等によって、他人に精神的な苦痛を与えること。
 - ② 暴力を行使して他人に傷害を負わせる、または他人を脅して金銭や所有物を奪うこと。
 - ③ 校内の器物や他人の所有物を故意に破損したり、窃盗したりすること。
 - ④ 大麻・シンナー・覚醒剤などの有害薬物を吸引したり、所持や売買したりすること。
 - ⑤ 授業を妨害する、また悪質ないたずらや賭博行為などにより学校生活の秩序を乱すこと。
- (2) 喫煙や飲酒等の法律に触れる行為
 - ① 未成年者の喫煙や飲酒行為、煙草や酒類を所持すること。
(成人においても登下校中や校内での上記行為は禁止する。)
 - ② 喫煙者や飲酒者と一緒にいること。
- (3) メール・インターネット・SNS等の利用に関するルール・マナーに反する行為
 - ① 他人の個人情報・公序良俗に反する事柄、人権侵害、誹謗中傷等に当たる写真・動画・書き込み等を行うこと。
 - ② 本人の許可を得ずに写真・動画・書き込み等を行うこと。
- (4) ルール・マナーに反する行為
 - ① 考查中の不正行為(カンニング)、携帯電話や音楽プレーヤー等を使用すること。
 - ② 原付・自動二輪・乗用車等で通学すること。
(特別な事情があり、やむを得ず通学に上記通学手段が必要な場合は許可することがある)
 - ③ 指導無視や教員への反抗的な言動を行うこと。
- (5) その他のルール違反・迷惑行為
 - ① 上記に該当しないものでも、法律に触れる行為や迷惑行為などは協議する。
 - ② 外部機関(警察等)における指導を受けた場合は、状況を確認し協議する。
 - ③ 問題行動の同席者も協議を行い、状況に応じた指導を行う。

いじめ防止基本方針の考え方

本校における「いじめ防止基本方針」は、いじめ防止対策推進法（平成25年《2013年》施行日：同年9月28日）をもとに、下記のように定める。

1 「いじめ」とは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（2条）

* 「いじめ」とは、学校に在籍している生徒で、その生徒と一定の人間関係にある生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為の中で、その生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（情報機器を通じて行われるものを含む）

いじめをした生徒等の主観的な事情は、いじめの有無において考慮されない。

2 「いじめ」の具体例について

- ・「仲間はずれ、集団による無視をされる」
- ・「冷やかしかからかい、悪口や陰口など、嫌なことを言われる」
- ・「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」
- ・「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」
- ・「嫌なことや恥ずかしいことを書かれたり、掲示されたりする」
- ・「パソコンや携帯電話を利用し、誹謗中傷や嫌なことをされる」

3 「いじめ」の理解について

- ・いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ・嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童・生徒が、入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ・「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる可能性がある。
- ・いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団において、
①「観衆」として、「はやし立てたり」「面白がったり」する存在。
②周りで暗黙の了解を与えている「傍観者」。
集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

SNS（携帯・スマホ）葛西 南 定時制ルール

スマートフォンやSNSは多くの生徒が利用している。便利な面もあるが、一方でこれらが原因となり、友人関係や学習環境に悪影響を及ぼしたり、トラブルや犯罪に巻き込まれたりすることも起きている。スマートフォンやSNSの良い面、悪い面を知り、適切に使用することは大切である。

本校定時制では、豊かな人間関係を構築するため、また、情報があふれている今日の社会を生き抜くための資質や能力を身につけるため、以下のルールを定める。

- 1 18歳未満はフィルタリングを付けて利用する。
(携帯電話会社が、未成年向けにスマホ等を販売する際、フィルタリングを設定することが義務づけられている。)
- 2 自分や他者の個人情報のをのせない。
- 3 不適切な画像・動画を撮らない、のせない、撮らせない。
- 4 ネットマナーを守る。
(誹謗・中傷、LINEのグループはずしなど)

※「SNS」とは、メール、LINE、フェイスブック、Xの他、パソコンや通信機器によって画像・動画・文章など、他者に向け発信することのできるすべてのものを含む。